

聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会設置要領について

京都市案	保護者案
<p>(設置)</p> <p>第1条 聚楽保育所の民間移管に関して, 入所児童等への影響が最小限となるよう, 保護者, 移管先法人及び京都市の三者が協議する場(以下「三者協議会」という。)を設置し, 移管に当たっての課題等について協議する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 聚楽保育所の民間移管に関して, 入所児童等への影響が最小限となるよう, 保護者, 移管先法人及び京都市の三者が協議する場(以下「三者協議会」という。)を設置し, <u>保護者と移管先法人が対等の立場に立ち, また京都市が必要な支援を行うことにより, 移管に当たっての課題等について協議する。</u></p>
<p>(構成)</p> <p>第2条 三者協議会は, 次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 保護者 聚楽保育所及び移管後の保育園(以下「移管保育所」という。)に入所している児童の保護者代表(各クラス1名程度)</p> <p>(2) 移管先法人 法人代表, 移管後の保育園の園長(予定者)及び主任保育士(予定者)</p> <p>(3) 京都市 聚楽保育所の所長(移管時まで)及び副所長(共同保育終了時まで), 京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室(以下「幼保総合支援室」という。)課長2名</p> <p>(4) その他 三者協議会において必要と認められた者</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 三者協議会は, 次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 保護者 聚楽保育所及び移管後の保育園(以下「移管保育所」という。)に入所している児童の保護者代表(各クラス1名以上), <u>及びその補助者(弁護士, 臨床心理士などの専門家)</u></p> <p>(2) 移管先法人 <u>理事長</u>, 移管後の保育園の園長(予定者)及び主任保育士(予定者)</p> <p>(3) 京都市 聚楽保育所の所長(移管時まで)及び副所長(共同保育終了時まで), 京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室(以下「幼保総合支援室」という。)課長2名</p> <p>(4) その他 三者協議会において必要と認められた者</p>
	<p><u>(成立要件)</u></p> <p>第3条 <u>三者協議会は各クラスの保護者代表の3分の2以上の出席(委任状を含む)および, 過半数以上の実出席をもって成立する。</u></p>
<p>(協議事項)</p> <p>第3条 三者協議会は, 次の事項を協議する。</p> <p>(1) 引継ぎ及び共同保育の内容に関すること</p> <p>(2) 移管後の保育園の保育の内容に関するこ</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第4条 三者協議会は, 次の事項を協議する。</p> <p>(1) 引継ぎ及び共同保育の内容に関すること</p> <p>(2) 移管後の保育園の保育の内容に関するこ</p>

<p>と</p> <p>(3)その他移管後の保育園の運営に関し必要とすること</p>	<p>と</p> <p>(3)その他移管後の保育園の運営に関する<u>こと</u></p> <p><u>2 子どもと保護者の利害にかかわる重要な事項については、三者協議会において協議のうえ、臨時の保護者総会での議決をもって三者協議会の合意とする。この場合、保護者総会の成立要件および議決要件は、移管前年度の聚楽保育所保護者会の会則に準じる。</u></p>
<p>(会議)</p> <p>第4条 三者協議会は、年5回程度開催する。その他必要に応じて開催する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 三者協議会は、<u>毎月1回程度開催するものとし、移管のスケジュールに応じて、あらかじめ年間のスケジュールを定める。また、三者のいずれかから臨時の協議会の開催要求があったときは、その要求があった日から2週間以内に開催するものとする。</u></p> <p><u>2 三者協議会の議題及び進行については、協議会の開催前に事前協議を行い、保護者から提案された議題については協議の対象とする。</u></p>
<p>(設置時期)</p> <p>第5条 三者協議会は、令和2年4月(予定)から設置する。</p>	<p>(設置時期)</p> <p>第6条 令和2年度4月(予定)</p>
<p>(設置期間)</p> <p>第6条 三者協議会の設置期間は、移管日の前日に在籍していた児童が退所するまでの期間とする。ただし、三者協議会での協議により、これを短縮し、又は延長することができる。</p>	<p>(設置期間)</p> <p>第7条 三者協議会の設置期間は、移管日の前日に在籍していた児童が退所するまでの期間とする。ただし、三者協議会での協議により、これを短縮することができる。また、保護者から期間延長の申し出があったときは協議を延長する。</p>
<p>(開催場所)</p> <p>第7条 三者協議会の開催場所は移管保育所とし、必要に応じて、三者協議会で協議して開催場所を変更することができる。</p>	<p>(開催場所)</p> <p>第8条 三者協議会の開催場所は移管保育所とし、必要に応じて、三者協議会で協議して開催場所を変更することができる。</p>
<p>(傍聴)</p> <p>第8条 移管保育所に入所している児童の保護者、聚楽保育所及び移管先法人の職員は、</p>	<p>(傍聴)</p> <p>第9条 移管保育所に入所している児童の保護者、聚楽保育所及び移管先法人の職員は、</p>

<p>会議を傍聴することができる。</p>	<p>会議を傍聴することができる。 <u>2 傍聴者(移管保育所に入所している児童の保護者に限る。)のうち、保育の提供を希望する者は、三者協議会の開催日の1週間前までに所長に申し出るものとする。</u></p>
<p>(庶務) 第9条 三者協議会の庶務は、幼保総合支援室が行う。 2 三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、移管保育所に入所する児童の保護者に配付する。</p>	<p>(庶務) 第<u>11</u>条 三者協議会の庶務は、幼保総合支援室が行う。 2 三者協議会の概要は幼保総合支援室が速やかに作成し、<u>保護者及び移管先法人がその内容について確認・了承した後、</u>移管保育所に入所する児童の保護者に配付する。</p>
<p>(その他) 第10条 この要領に定めるもののほか、三者協議会の運営に関し必要な事項については、三者協議会で協議して定める。</p>	<p>(その他) 第<u>12</u>条 この要領に定めるもののほか、三者協議会の運営に関し必要な事項については、三者協議会で協議して定める。</p>